

一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会
倫 理 規 程

2009年12月17日制定

2013年6月14日改訂

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会（以下、「本会」という）会員（以下、「会員」という）がコンストラクション・マネジメント業務（以下、「CM業務」という）を遂行する上で遵守すべき倫理を定め、もって、会員が遂行するCM業務の健全性を担保し、CM業務に対する社会の信頼を得ていくことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、会員に適用する。

第2章 倫 理 綱 領

(信義誠実)

第3条 会員は、信義に従って、誠実かつ公正にCM業務を行う。

(信用の維持)

第4条 会員は、信用を維持するとともに、品位を高めるように努める。

(科学的判断)

第5条 会員は、CM業務を遂行するにあたり、利益にとらわれることなく、かつ科学的判断をゆるがせにはしない。

(専門的知識の維持)

第6条 会員は、CM業務に関する専門的知識の維持向上に努める。

第3章 一 般 規 律

(社会への責任)

第7条 会員は、委託者の要請に応えるとともに、社会の公益性に配慮して、公正な立場で業務を遂行しなければならない。

(委託者への責任)

第8条 会員は、委託者の要請に応え、誠実に業務を遂行することによって委託者の正当な利益を守らなければならない。

(広告宣伝)

第9条 会員は、CM業務に関して、品位・信用を損なう方法又は内容の広告や宣伝をしてはならない。

(委託の勧誘)

第10条 会員は、不当な目的のため、又は品位・信用をそこなう方法によって、CM 業務の委託を勧誘し又は誘発してはならない。

(委託者の対価)

第11条 会員は、CM 業務の委託又は紹介を受けたことに対する謝礼その他の対価を支払ってはならない。

(法令等の遵守)

第12条 会員は、CM 業務を遂行するに当たり、違法な手段を用いてはならない。

第13条 会員は、違法行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。

(公序良俗に反する事業への参加)

第14条 会員は、公序良俗に反する事業を営み、若しくはこれに加わり、又はこうした事業に自己の名を利用させてはならない。

第4章 委託者との関係における規律

(秘密の保持)

第15条 会員は、CM 業務を遂行する上で知り得た委託者の秘密を正当な理由なく他に洩らし、又は利用してはならない。

(利害関係等の告知)

第16条 会員は、CM 業務を遂行するにあたり、プロジェクト関係者との利害関係等、委託者との信頼関係をそこなうおそれのある事情があるときは、委託者に対して、その事情を告げなければならない。

(受託の趣旨の明確化)

第17条 会員は、CM 業務を受託するにあたり、受託の趣旨、内容及び範囲を明確にするように努めなければならない。

(適正妥当な報酬の明示)

第18条 会員は、CM 業務の受託に際して、その適正・妥当な報酬金額又は算定方法を明示するように努めなければならない。

(委託者との紛議)

第19条 会員は、委託者との信頼関係を保持して紛議が生じないように努めなければならない。

第5章 他の会員との関係における規律

(名誉の尊重)

第20条 会員は、相互に名誉と信義を重んじなければならない。

(会員に対する不利益行為等)

第21条 会員は、他の会員の誹謗・中傷又は、正当な業務慣行もしくは信義に反する行為等他の会員を不利益に陥れる行為を行ってはならない。

(他の会員の CM 業務への介入)

第22条 会員は、他の会員がすでに受託している CM 業務に正当な理由なく介入しようとしてはならず、委託者の希望によってその CM 業務に協力する場合には、他の会員と委託者との間の信頼関係を尊重するように努めなければならない。

(他の会員の参加)

第23条 会員は、すでに受託している CM 業務について委託者が他の会員の参加を希望するときは、正当な理由なくこれに反対してはならない。

第6章 会員以外のCM業務提供者との関係における規律

(会員以外の CM 業務提供者との関係)

第24条 会員は、会員以外の CM 業務提供者との関係においても、第5章で定める他の会員との関係における規律を準用して、その遵守に努めなければならない。

第7章 プロジェクト関係者との関係における規律

(プロジェクト関係者からの利益供与)

第25条 会員は、CM 業務に関し、設計者、施工者等のプロジェクト関係者から利益の供与もしくは供応を受け、又はこれを要求し、もしくはその約束をしてはならない。

第8章 日本CM協会との関係における規律

(法制度の遵守)

第26条 会員は、建築基準法、建築士法、建設業法等、CM 業務に関わる法令等のほか、日本 CM 協会が定める会則等を遵守しなければならない。

第9章 本規程に違反した場合の処置に関する規程

(本規程に違反した場合の処置)

第27条 会員が本規程に違反した場合の処置は、別に定める懲戒規程によらなければならない。

(本規程に違反した場合の退会届不受理)

第28条 会員が本規程に違反し、懲戒規程による処分が確定的になったのち懲戒処分発効前に退会届が提出された場合は、本会はこれを受理しない。

第10章 補 則

(規程の改廃)

第29条 本規程の改廃は、総会の決議による。

(施行)

第30条 本規程は、2013年6月14日よりこれを施行する。